

名称	内容など	対象	日時・場所	申込など	問い合わせ先	
健康教室	長寿！ 体づくり 教室★	介護予防のための室内でできる筋トレ、ストレッチなど	運動を制限されていない人	10月17日(火) 10:00~11:30 場豊栄生涯学習センター	初参加の場合のみ、開催日までに要申し込み	豊栄支所地域振興課 ☎(082)432-2211
	みんなの 体操教室★	乳幼児とその保護者、地域の人と一緒に筋トレ・ストレッチなどをします	運動を制限されていない人	10月16日(月) 10:00~11:30 場河内保健福祉センター	初参加の場合のみ、開催日までに要申し込み	河内支所地域振興課 ☎(082)437-1109 FAX(082)437-0229
相談	こころの 駅舎★	医療福祉関係者による悩み相談、参加者同士の語り合い	がん患者や家族、支援関係者など	10月26日(木) 14:00~18:00 場東広島芸術文化ホール くらら 209会議室	不要	東広島地区医師会地域連携室あざれあ ☎(082)493-7360
	街かど ほけんしつ ★	フレイルプチ測定会 & ちょこっと健康相談	市民	10月31日(火) 10:30~14:30 場ゆめタウン東広島3階	不要	医療保健課 ☎(082)420-0936
認知症支援	認知症・若 年性認知症 相談会	精神保健福祉士などによる個別相談。若年性認知症に関する相談も可	もの忘れについて心配のある人や家族	10月17日(火) 13:30~15:30 ※相談時間は約50分 場中央図書館 1階 読書活動室	定2組 ※要予約 締10月10日(火)	基幹型地域 包括支援 センター ☎(082)422-1022
	認知症の人 と家族の会 「やすらぎ会」 ★	介護の悩み、心配ごとについての語り合い	認知症の人を介護している家族	10月6日(金) 10:00~14:30 場市総合福祉センター	不要	市社会福祉協議会 ☎(082)430-8877 FAX(082)423-8525
	etto Smile Cafe えっと すまいる かふえ★	ざっくばらんに認知症のおはなし講師/大峯 珠己さん(JR広島総合病院 認知症認定看護師)	認知症の人やその家族、支援者、講演に関心のある人	10月14日(土) 13:30~15:00 (受付13:00~) 場宗近病院敷地内 サロンデュ青空	定20人 ※要予約 締10月11日(水)	広島中央認知症疾患医療センター(宗近病院) ☎(082)493-8651
	かふえ ほのぼの★			10月12日(木) 13:30~14:30 場黒瀬保健福祉センター	料200円 締10月10日(火)	黒瀬地域包括支援センター ☎(0823)82-0203
	あすカフェ ★			10月19日(木) 13:30~15:30 場安宿地域センター	締10月18日(水)	あすか住民自治協議会(安宿地域センター) ☎(082)432-2521
きく茶屋★	日頃の悩みなどを自由に語り合います。お茶などを飲みながらゆったりとした時間を過ごしませんか	認知症の人やその家族、支援者	10月15日(日) 13:30~15:30 場たかやの郷 (高屋町杵原1826-1)	不要	東広島介護支援専門員連絡協議会(市社会福祉協議会内) ☎(082)422-4075	
サンSUN カフェ★			10月22日(日) 13:30~15:30 場桜が丘保養園 (西条町寺家5976)	不要		
			10月26日(木) 13:30~15:00 場豊栄生涯学習センター	料200円 締10月25日(水)	北部地域包括支援センター ☎(082)435-2240	

くらしの情報

募集

県営住宅の入居者を募集します

募集住宅/市内の県営住宅のうち新たに空きが生じた住宅
受付 10月17日(火)~19日(木)
 詳細は、10月10日(火)から受付機関が配布する申し込みのしおりまたは募集一覧をご覧ください。
問申 (株)くれせん東広島営業所
 ☎(082)424-4877

元気輝きポイント制度の登録団体の2次募集をします

対象 5人以上で次の活動を行う団体
 ①地域住民で行う高齢者への生活支援の支え合い活動(1か月以上の活動実績)
 ②地域住民で定期的に行う高齢者の見守り活動(年6回以上の活動)
 ③地域住民で行う高齢者への配食活動(敬老会除く)
 ④地域サロン(1回2時間程度以上で継続して開催)
 ⑤通いの場(百歳体操)(地域包括ケア推進課に登録)
 ⑥趣味・スポーツ活動(1回2時間程度以上で継続して開催)
申込 申請書類(窓口で配布。市ホームページからもダウンロード可)を地域包括ケア推進課に持参または郵送もしくは各支所・出張所に持参
受付 10月13日(金)~令和6年6月28日(金)(必着)
 ※登録が決定した団体は申請月の翌々月の活動から対象
問合 地域包括ケア推進課
 ☎(082)420-0984

東広島アザレア賞表彰対象者を募集します

対象 1月1日~12月31日に、教育、文化またはスポーツの分野で次の表彰基準に該当する功績をあげた人または団体

区分	対象	功績
国際規模の大会	市内に居住・通学・通勤する人、本市出身者または市内に所在する団体	原則として第3位相当までに入賞
全国規模の大会	市内に居住・通学・通勤する人または市内に所在する団体	第2位までに入賞

※功績をあげた分野に、職業として携わっている場合は対象外です。
 ※国、地方公共団体または公共的団体が関与しない大会などで入賞した場合は対象外です。
 ※在学学生は学校を通じてご連絡ください。
 ※申請書は市ホームページからダウンロードできます。
締切 11月20日(月)(締切以降に、該当する功績をあげた場合は令和6年1月5日(金))
問申 生涯学習課 ☎(082)420-0979



休日診療所の受付事務員を募集しています(休日・夜間のシフト制)

勤務地/市休日診療所
 資格/医療事務(あれば)または実務経験
 ※勤務時間や報酬などは、勤務状況により異なります。
 ※平日夜間に出務可能な人を特に募集中です。
問申 医療保健課
 ☎(082)420-0936

万葉の里安芸津短歌大会(一般の部・短歌募集)

皆さんの楽しい短歌作品を広く募集します。ぜひお寄せください。
締切 10月31日(火)
申込 募集要項・応募用紙などは、電話でお問い合わせください。
問合 安芸津短歌大会実行委員会
 ☎(0846)45-2239(富永)
 ☎(0846)45-0770(矢原)

くるま de フリマに出店しませんか?

広島中央エコパークフェアで開催する、くるま de フリマの出店者を募集します。



日時 10月29日(日)10:00~15:00
 ※雨天中止
場所 広島中央エコパーク
対象 満18歳以上で、本市・竹原市・大崎上島町に在住もしくは在勤の人
定員 30区画(抽選)
申込 申込書を提出
受付 10月5日(木)8:30から
問申 広島中央エコパーク(広島中央環境衛生組合施設1課)(〒739-0022 西条町上三永10759-2)
 ☎(082)426-0916



お知らせ

証明書コンビニ交付サービスの発行休止

【日時】10月14日(土) (終日)
※10月15日(日)も休止する場合があります。
【問合せ】市民課
☎(082)420-0925



はじめに開設する避難所を一時的に変更します

【平岩地区】(平岩地域センター)
変更先/平岩小学校体育館
変更期間/
10月16日(月)~11月12日(日)
【郷田地区】(郷田地域センター)
変更先/郷田小学校体育館
変更期間/
10月12日(木)~23日(月)
【問合せ】危機管理課
☎(082)420-0400



有資格者などによる石綿の事前調査が義務付けられます

建築物の解体・改修工事を行う際の石綿の事前調査自体は、既に義務化されていますが、新たに有資格者などによる実施が義務付けられます。
施行日/10月1日(日)

【事前調査を行うことができる者】
①特定建築物石綿含有建材調査者
②一般建築物石綿含有建材調査者
③一戸建て等石綿含有建材調査者
④10月1日より前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者

【問合せ】環境先進都市推進課
☎(082)420-0928

固定資産税の納税義務者が亡くなったら…固定資産現所有者申告書の提出を

固定資産税の納税義務者(登記名義人など)が死亡した場合、相続人が固定資産の「現所有者」となります。現所有者となった場合には「現所有者申告書」の提出が必要です。
申告は、相続権のある人が申告してください。
申告期限/自身が現所有者である事を知った日の翌日から3か月を経過した日
【問合せ】資産税課
☎(082)420-0911



相続登記の申請が義務化されます

令和6年4月1日から、相続による不動産取得を知ってから3年以内に登記申請をすることが法律で義務付けられます。
【問合せ】広島法務局(相続登記)
☎(082)228-5206
スムーズな相続のために、「自筆証書遺言書保管制度」をご活用ください。
【問合せ】広島法務局供託課(自筆証書遺言書保管制度)
☎(082)228-5783
相続登記の申請手続きハンドブック



令和6年度から市立小学校で使用する教科書が決まりました

教科等	発行者	教科等	発行者
国語	東京書籍	生活	東京書籍
書写	光村図書	音楽	教育芸術社
社会	東京書籍	図画工作	開隆堂
地図	帝国書院	家庭	開隆堂
算数	東京書籍	保健	東京書籍
理科	大日本図書	英語	東京書籍
		道徳	光文書院

【問合せ】指導課 ☎(082)420-0976

高齢者のための迷惑電話防止機器購入費補助金

迷惑電話を防止する機能がある固定電話機などの購入費を助成します。
【対象】市内に住所を有する65歳以上の人のみで構成される世帯に属する人(市税に滞納がないこと)補助率/購入経費の2分の1以内(上限額1台1万円)
【締切】令和6年3月11日(月)
【申込】必ず購入前に、申請書(市民生活課と各支所地域振興課で配布。市ホームページからもダウンロード可)と必要書類を提出してください。
【問合せ】市民生活課
☎(082)420-0922



大切な契約や遺言は「公正証書」で

遺言や認知症になったときに備えての任意後見契約、養育費や慰謝料支払の約束、尊厳死宣言などは、公正証書にしておくことで安心で確実です。公正証書作成の相談は無料です。要電話予約。相談時間は、32ページの相談室をご確認ください。



【問合せ】東広島公証役場
☎(082)422-3733



不正薬物には「近づかない」「近づけない」!

麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグなどの乱用は、乱用者自身の心身をむしばむばかりでなく、各種の犯罪・事件・事故を引き起こします。不正薬物の恐ろしさを認識し、麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグなどの乱用を根絶しましょう!
【問合せ】県西部東保健所
☎(082)422-6911

移動献血車が来ます

【フジグラン東広島】
【日時】10月22日(日)
10:00~12:30 13:45~16:00
【黒瀬生涯学習センター】
【日時】10月29日(日)
10:00~12:30 13:30~15:30
※400ml献血のみ実施
【問合せ】医療保健課
☎(082)420-0936
【FAX】(082)422-2416



10月1日は浄化槽の日!正しい使い方と維持管理

浄化槽は、微生物の働きによってし尿や生活雑排水をきれいになっています。日頃から正しい使い方を心がけ、「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つの維持管理を毎年行ってください。
単独処理浄化槽またはくみ取り便所をお使いのご家庭は、合併処理浄化槽への転換のご検討をお願いします。
【問合せ】環境先進都市推進課
☎(082)420-0928



10月19日は「ひろしま食育の日」食育展を開催します

【日時】10月16日(月)~20日(金)
【場所】市役所10階展望ロビー
【問合せ】医療保健課
☎(082)420-0936



災害復旧工事の進捗状況をお知らせします

(令和5年8月31日現在)

災害	進捗状況
平成30年7月豪雨	着手率100.0% 完了率97.7%
令和2年7月豪雨	着手率100.0% 完了率97.7%
令和3年大雨	着手率69.0% 完了率57.6%
災害関連*	着手率82.2% 完了率77.1%

契約内容の変更や工事対象件数の増により、進捗率が減になる場合があります。
※平成30年、令和2年、令和3年を合わせたもの

維持修繕的に実施するものや小規模な災害は、災害関連としてまとめて記載しています。

【問合せ】技術企画課
☎(082)420-0943

土地取引には届出が必要です

一定規模以上の土地取引を行う場合には、法律に基づき次のとおり、県知事または市長への届出が必要です。

法律名	届出面積				届出期限	届出者	取引の形態
	市街化区域	市街化調整区域	非線引都市計画区域	都市計画区域外			
国土利用計画法	2,000㎡以上	5,000㎡以上	5,000㎡以上	10,000㎡以上	契約(予約を含む)を締結した日から起算して2週間以内	土地の取得者(買主)	○売買○交換○営業譲渡 ○譲渡担保○代物弁済 ○共有持ち分の譲渡 ○地上権、賃借権の設定、譲渡 ○予約完結権、買戻権等の譲渡 (※これらの取引の予約も含む)
公有地の拡大の推進に関する法律	5,000㎡以上	—	10,000㎡以上	—	譲渡しようとする日から3週間前まで	土地の所有者(売主)	有償譲渡

提出窓口 開発指導課 【問合せ】開発指導課 ☎(082)420-0959

10月は「食品ロス削減月間」10月30日は「食品ロス削減の日」

市ホームページで食品ロス削減に関する情報を発信しています。
【問合せ】市民生活課
☎(082)420-0922



犬や猫の病気に気を付けましょう

犬や猫の病気の中には、人間にも感染するものがあります。その中で代表的なものが狂犬病です。年に一度の狂犬病予防接種を必ず受けさせましょう。また、犬や猫を触る前後には十分に手を洗い、ノミなどの衛生害虫の駆除にも努め、他の動物との接触に注意するなど、人と動物の過剰な触れ合いは控えましょう。

【問合せ】環境先進都市推進課
☎(082)420-0928

福祉

新型コロナワクチン接種は3月末まで

令和5年秋開始接種を3月末まで実施しています。初回接種を終了した人が1回接種できます。未使用の接種券が手元にあり上記に該当する人は、その接種券が使えます。
※初回接種(1・2回目(乳幼児は1~3回目))は引き続き実施します。

予約・接種券の再発行などワクチン接種に関するお問い合わせは、市コールセンターまで。

【問合せ】予約・接種券発行/市コールセンター

☎0120-022-894
(毎日8:30~18:00)
その他/医療保健課
☎(082)420-0936



締切迫る価格高騰緊急支援給付金

次の①②の世帯に、1世帯あたり3万円の給付金を支給します。
※既にどちらかを受給した世帯や他市で受給した世帯は対象外

【①住民税非課税世帯】

対象 令和5年6月1日に本市に住民票があり、世帯に属する人全員が令和5年度市町村民税均等割非課税の世帯の世帯主

※住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯は対象外。

※対象者には、確認書などを送付しています。必要書類を添えて提出してください。

【②家計急変世帯】

対象 令和5年1月以降に予期せず収入が大きく減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯の世帯主

申込 申請書に、収入見込額申立書、収入状況を確認できる書類(源泉徴収票、確定申告書、給与明細など)を添えて窓口または郵送で提出

共通事項

申込 臨時特別給付金相談窓口

締切 11月30日(木)※消印有効

問合せ 臨時特別給付金コールセンター

☎0120-780-125



交通事故など第三者行為による治療で保険証を使ったときは…「届出」が必要です!

第三者行為によるケガの治療に保険証を使う場合は、加入している健康保険への届出が必要です。医療費は加害者の全額負担が原則ですが、被害者にも過失があるときは、過失割合によって医療費の負担金額を計算します。治療に健康保険証を使った場合は、健康保険が立て替えた治療費を、後から過失割合に応じ加害者へ請求します。届出がないと、健康保険側の負担が増加し、保険料(税)の増額につながる場合があります。

問合せ 国保年金課

☎(082)420-0933



お済みですか? 国民年金の手続き

20~59歳の人は年金制度への加入義務があります。次のような場合は、手続きをしてください。

- ・退職後、勤務先の健康保険の任意継続をした場合
- ・配偶者以外の扶養に入った場合
- ・厚生年金加入中の配偶者に扶養されている人(第3号被保険者)について、配偶者が65歳を迎えた場合

※第3号被保険者の期間は20~59歳です。

持参 健康保険資格喪失(脱退)証明書(退職の場合)・本人確認ができるもの・基礎年金番号またはマイナンバーを確認できる書類・委任状(別世帯の人が手続きを行う場合)

問合せ 国保年金課

☎(082)420-0933

聴覚障害者生活訓練事業「なるほど講座」

聴覚障害があり情報を得にくい人が、社会生活に必要な知識を得たり、意見交換をしたりする場です。講座には手話通訳と要約筆記が付きまします。開催時には広報紙でお知らせします。参加をお待ちしています。

問合せ 障害福祉課

☎(082)420-0180

FAX(082)420-0181

高齢者インフルエンザ予防接種の費用助成 **問合せ** 医療保健課 ☎(082)420-0936

接種期間/10月1日(日)~令和6年1月31日(水)

ホームページで実施協力医療機関をご確認ください(右の二次元コード)。

市外の医療機関で接種する場合は、事前に市へ申請が必要です。



国民健康保険の加入脱退手続きはお済みですか?

次のようなときは、手続きが必要です。

こんなとき…	手続きの種類	手続きに必要なもの	注意
他の健康保険をやめたとき	加入	健康保険資格喪失証明書 手続きに来る人の本人確認ができるもの 世帯主のマイナンバーが確認できるもの 委任状(別世帯の人が手続きを行う場合)	手続きが遅れた場合の国民健康保険税は、さかのぼって課税されます。
転入するとき	加入	手続きに来る人の本人確認ができるもの	
市外へ転出するとき	脱退	国保の保険証(原本) 手続きに来る人の本人確認ができるもの	
他の健康保険に加入したとき	脱退	国保の保険証(原本) 新しい健康保険証 手続きに来る人の本人確認ができるもの 世帯主のマイナンバーが確認できるもの 委任状(別世帯の人が手続きを行う場合)	脱退手続きの際に国保税の精算を行います。手続きをしないと国保税が課税されたままになります。
世帯主の変更、転居など	変更	国保の保険証(原本) 手続きに来る人の本人確認ができるもの	

電子申請や郵便でも脱退手続きができます

他の健康保険に加入した場合の脱退手続きは、インターネットを使った電子申請や郵送でもできます。



外国人の皆さんへ

在留資格が3か月を超える人で、他の健康保険に加入していない人は、国保に加入しなければなりません(医療目的や観光目的の人は除く)。他の健康保険に加入予定でも、それまでの間は国保に加入しなければなりません。長期に渡り日本を離れるときは、出国までに保険証を持参して脱退手続きをしてください。再入国予定であっても、出国前に脱退手続きを行い、再入国時に再度加入手続きをしてください。

問合せ 国保年金課

☎(082)420-0933

【1,000円で受けられる人】

- ①接種当日に65歳以上の市民
 - ②60歳以上65歳未満で、心臓・じん臓・呼吸器に身体障害者手帳1級相当の重い病気のある人またはHIVで免疫機能に重い障害のある人
- 持参** 保険証などの居住地が確認できるもの(対象者②に該当する人は身体障害者手帳)

【無料で受けられる人】

- ①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人
- ②介護保険負担限度額認定証を持っている人
- ③生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者を確認できるものを持っている人
- ④市県民税非課税世帯の人 ※④については、電子申請(右下の二次元コード)または各窓口(医療保健課・各支所・各出張所)で10月2日(月)以降に無料証明書を申請してください。



SmILE しょうがいしゃ 障害者 スマイルボード

ピア・カウンセリング (ピア)とは仲間という意味。現在、聴覚・内部・肢体に障害のあるピア・カウンセラーがいます。

ピア・サロン ※要申し込み

しょうがいしゃ 障害のある仲間やピア・カウンセラーと、ゲームや近況報告、悩み・情報交換などをします。

📅10月21日(土) 14:00~16:00

📍市民文化センター(サンスクエア) 研修室1

👤市内在住で18歳以上の障害のある人

ピア相談 ※要予約

しょうがいしゃ 障害のある仲間やピア・カウンセラーと、同じ視点でピア相談に応じます。相談方法/電話・ファックス・メールでの相談、自宅への訪問、来所など。

📍子育て・障害総合支援センターはあとふる

☎(082)493-6073 FAX(082)424-3841

📧hgh936071@city.higashiroshima.hiroshima.jp

